



Press Release

2025年5月11日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所3号機における

法令報告値を下回る微量の放射性物質の体内への取り込みについて

第18回定期検査中の玄海原子力発電所3号機において、昨日、原子炉容器上部ふたの手入れ作業を実施していた協力会社の作業員3名のうち1名が、作業終了後、管理区域からの退出のため、体表面の放射性物質の有無を測定したところ、顔付近に汚染が確認されました。このため、速やかに顔付近の除染を実施し、再度測定を行い、体表面に汚染がないことを確認したうえで管理区域から退出し、体内への放射性物質の取り込みの有無について詳細調査を行っておりました。

専用の測定器にて測定を実施し、本日、微量の放射性物質を体内に取り込んだと判断しました。

当該作業員に異常は見られず、内部被ばく量（今後50年間で受けるとした場合の評価値）は、現時点で0.02ミリシーベルトであり、一般の方が自然界から受ける1年間の線量（平均約2.1ミリシーベルト）及び国へ報告が必要となる線量（5ミリシーベルト）に比べて極めて低く、身体に影響を与えるものではありません。

なお、原因については、現在調査中ですが、環境への影響や他の作業員の体内への放射性物質の取り込みもありません。

以上